

人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について

平成25年10月

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

目次

はじめに	1
平成24年度人権教育の推進に関する取組状況調査について（調査結果（要旨））	4
第1章 教育委員会における取組	
第1節 総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備について	
(1) 人権教育に関する施策の推進方針・計画	8
(2) 域内における人権教育の推進体制	14
(3) 人権教育の推進状況	16
(4) 人権教育に関する調査研究等	18
第2節 人権教育に関する情報発信・普及について	24
第3節 人権教育に関する教職員研修について	
(1) 人権教育担当者等向けの研修	30
(2) ライフステージに応じた研修	38
(3) 人権教育担当者等以外の教職員向けの研修	46
(4) 国の調査研究〔とりまとめ〕を踏まえた研修の改善・見直し	52
第4節 その他	56
第2章 公立学校における取組	
第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等について	
(1) 人権尊重の視点に立った学校づくり	64
(2) 学校としての組織的な取組とその点検・評価	68
(3) 家庭・地域・関係機関等との連携及び校種間の連携	82
第2節 人権教育の指導内容と指導方法について	
(1) 指導内容の構成と指導方法の工夫	88
(2) 効果的な学習教材の選定・開発	100
第3節 学校における研修の取組について	
(1) 年間教職員研修プログラムの作成	104
(2) 研修内容	108
(3) 研修方法	116
第4節 その他	118
おわりに	125
参考資料	
1 人権教育の推進に関する取組状況調査 実施要項	
2 人権教育の推進に関する取組状況調査結果 集計表	
3 平成24年度人権教育の推進に関する取組状況の調査について（概要）	

はじめに

いじめ、体罰、虐待等々の子供に関わる深刻な問題が後を絶たない。さらに、子供の間にも携帯電話やスマートフォン等が普及する中で、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）を介して子供が犯罪に巻き込まれる危険性も著しく高まりつつある。こうした問題への様々な対応がなされているが、その防止や解決は決して容易ではない状況が続いている。このような諸問題は本質において子供の人権を侵犯する事象に他ならないことを喝破し、即応的措置を講じるとともに、子供たち自身が人権侵害の加害者にも被害者にもならないために、必要な総合的資質・能力を育てる人権教育を着実に実践することが肝要であろう。

周知のとおり、人権教育は国際社会が協力して進めるべき基本的課題であり、人権擁護の促進のためには、全世界において人権尊重の意識を高めていくことが重要であるとして、国連は平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、実施した。これに引き続き、平成16年（2004年）12月の「人権教育のための世界計画」決議に基づき、国連は平成17年（2005年）から平成21年（2009年）を同計画の第1フェーズとし、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた事業を行った。次いで平成22年（2010年）から平成26年（2014年）までの5年間を同計画の第2フェーズと定め、初等中等教育における人権教育の推進を継続しつつ、高等教育機関における人権教育及び教職員や公務員等の人権研修に焦点を当てた人権教育推進事業を実施しつつある。なお、平成27年（2015年）から平成31年（2019年）までの5年間を同計画の第3フェーズと設定することが決議され、その内容等の検討が進められているところである。

こうした過程で、平成23年（2011年）12月、国連は「人権教育及び研修に関する国連宣言」を採択した。これは、世界中のすべての人が人権教育・人権研修を利用する権利を持つこと、そして国や公共団体等はそれのための諸条件を整備する義務を負うべきこと等を宣言するもので、「国連10年」を起点に国際社会が継続的に取り組んできている人権教育及び人権研修を充実・発展させることを強力に奨励かつ支援する国際人権文書である。

以上のような国連の人権教育推進事業の発展・展開過程で、我が国は様々な決議案の共同提案国として積極的に参与し、国際的貢献をしてきた。（注）そして国内的には、平成12年（2000年）に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号）が制定され、平成14年（2002年）には、同法第7条の規定に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されている。

本調査会議は、この基本計画を踏まえ、文部科学省に平成15年（2003年）5月に設置され、学校における人権教育の指導方法の在り方に焦点を当てつつ、人権教育推進のための理論的、実践的な調査研究に基づき、3次にわたる〔とりまとめ〕を

公表した。平成20年（2008年）3月に公表された〔第三次とりまとめ〕は、内外における人権教育の理論と実践の歴史と動向を踏まえ、人権教育の指導方法等の在り方に関する理論的・実践的な情報を提供しており、教育委員会及び学校における人権教育推進のための指針としての役割を果たしつつある。

本調査会議は、全国の教育委員会や学校において〔第三次とりまとめ〕を踏まえた人権教育がどのように推進されているかを把握・検証するため、平成20年度末に、「人権教育の推進に関する取組状況の調査」を行い、平成21年10月にその調査結果報告書を公表した。この調査結果からは、主として以下に示すような課題が明らかとなった。

- ・人権教育に関する推進方針、計画等の人権教育に関する基本的な方針等の策定が、市町村教育委員会や学校において未だ不十分であること。
- ・都道府県教育委員会においても、人権教育に関する教職員向け研修用プログラムの作成率が6割程度にとどまっていること。
- ・人権教育担当者等向け研修において、従来型の講義・講演形態のものが多く、〔第三次とりまとめ〕が提唱する「協力的、参加的、体験的な学習」を適切に指導する教師の力量をはぐくむための、いわゆる参加的・体験的研修形態が十分に取り入れられていないこと。
- ・〔第三次とりまとめ〕が強調している「協力的、参加的、体験的な学習」に取り組んでいない学校が約2割あり、その背景には、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を目指すべき人権教育においては単なる座学的方法にとどまらず、児童生徒が主体的に活動する「協力的、参加的、体験的な学習」が不可欠である、ということが必ずしも十分に理解されていないと思われること。
- ・人権教育推進の取組状況には学校種による差異が見られ、小・中学校に比して高等学校や特別支援学校の方が、概して実施比率が低いという傾向が認められること。
- ・学校での研修において、各教科等における学習教材の理解や、授業研究、活動プログラムの導入など、指導に関する研修に取り組んでいない学校が全体で約36%に上っていること。
- ・学校における人権教育において重要である、家庭や地域社会との連携・協力において、特に地域の人々の積極的な参加や協力を得た具体的な連携の取組が必ずしも進んでいない面があること。

当調査会議は、こうした結果を深刻に受け止め、その改善に向けた提言を示すと同時に、新たな取組として、平成22年度より各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とする協議会を実施してきた。また、平成23年度より人権教育に関する特色ある実践事例の収集を開始し、平成24年度からは、参考資料として教育委員会や学校における人権教育推進事業の構想・展開に資するため、こうした実践事例を文部科学省ホームページで公表するなど、[第三次とりまとめ]を踏まえた人権教育の取組の一層の推進を図ってきた。また、独立行政法人教員研修センターとの共催で実施している人権教育指導者養成研修においても[第三次とりまとめ]の趣旨を周知してきたところである。

今般、第1回取組状況調査から4年経過したことから、この間における上記の取組などの効果も含め、各地域・学校における人権教育の取組が如何に進展したかを検証するため、第2回「人権教育の推進に関する取組状況の調査」を行った。

今回の取組状況調査は、都道府県及び全国の市町村（特別区を含む。以下同じ。）1,785、並びに全国の市町村立の小中学校、都道府県立の高等学校、特別支援学校のうちから無作為抽出した1,872校を対象とし、平成24年度までの取組状況について実施したものであり、その結果を分析し、まとめたのが、本報告である。

これまで全国の教育委員会・学校においては、[第三次とりまとめ]を積極的かつ建設的に活用して人権教育の普及徹底に尽力されているところであるが、この調査結果を参考に、各地域における人権教育の取組の一層の充実を図っていただきたいと切望するものである。

(注)

- ・2004年4月、「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連10年フォローアップ決議（2004/71）」、第59回国連人権委員会、無投票で採択。（共同提案国）
- ・2004年12月、「人権教育のための世界計画」実施を定めた「人権教育のための世界計画決議（A/RES/59/113A）」、第59回国連総会、無投票で採択。（共同提案国）
- ・2005年7月、行動計画改訂案の採択等を定めた「人権教育のための世界計画決議（A/RES/59/113B）」、第59回国連総会、無投票で採択。（共同提案国）
- ・2010年10月、第2フェーズ行動計画を採択する「人権教育のための世界計画：第2フェーズ行動計画採択決議（A/HRC/RES/15/11）」、第15回人権理事会、無投票で採択。（共同提案国）

平成24年度人権教育の推進に関する取組状況調査について（調査結果（要旨））

1. 調査概要

（1）趣旨

学校における人権教育の指導方法等の在り方について、国の調査研究の成果として3次にわたる〔とりまとめ〕が行われている。これらの〔とりまとめ〕を踏まえ、平成20年度末に教育委員会及び学校において推進すべき取組の実施状況の把握を行っているが、今後の人権教育の一層の推進に活用するため、平成24年度時点での取組状況を把握することとする。

（2）実施主体

文部科学省初等中等教育局児童生徒課が、人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議の協力を得ながら、調査データの集計などを行い、その内容の分析・評価を同会議が行った。

（3）調査対象

①教育委員会における取組

47都道府県／1,785市区町村教育委員会（全ての教育委員会）

②公立学校における取組

1,872公立学校に対する調査

※ 全国の市区町村立の小・中学校並びに都道府県立の高等学校及び特別支援学校のうちから、都道府県ごと・学校種ごとに無作為抽出（抽出率；約5%）。

（4）対象時点

平成24年度

2. 調査結果（要旨） ※「（）」の数値は平成20年度調査の結果

第1章 教育委員会における取組

第1節 総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備について

（1）人権教育に関する施策の推進方針・計画

人権教育に関する施策の推進方針・計画を策定済みであると回答した教育委員会は、都道府県では42（39）、市町村では841（790）となっている。

（2）域内における人権教育の推進体制

域内における人権教育の推進体制整備のための取組として、都道府県・市町村教育委員会のいずれにおいても「法務局・地方法務局、人権擁護委員等との連携」や「特別の人権課題に関係する知事部局の関係各課等との連携」が多く実施されている。

(3) 人権教育の推進状況調査

人権教育の推進状況調査を行っているとは回答した教育委員会は、都道府県では36(35)、市町村では871(828)となっている。

(4) 人権教育に関する調査研究等

学校における人権教育に関する調査研究等として、都道府県教育委員会においては「教員向けの指導資料、事例集等の作成」や「学校で活用できる教材の作成・開発」など幅広い取組が実施されている。

第2節 人権教育に関する情報発信・普及について

学校や家庭・地域に向けた人権教育に関する情報発信・普及の取組として、都道府県教育委員会においては「調査研究等の成果物の配布・情報提供」、市町村教育委員会においては「広報誌やパンフレット等への関連記事の掲載」が多く実施されている。

第3節 人権教育に関する教職員研修について

(1) 人権教育担当者等向けの研修

人権教育担当者等向けの研修を設けているとは回答した都道府県教育委員会は41(41)、市町村教育委員会は753(777)となっている。

(2) ライフステージに応じた研修

教育委員会が主催・提供している年次研修のプログラムのうち、初任者研修及び10年経験者研修において、人権教育に関するまとまった内容を盛り込んでいると、多くの都道府県教育委員会が回答している。

(3) 人権教育担当者等以外の教職員向けの研修

人権教育の担当者以外の教職員を主な対象としている教育委員会主催の研修においては、都道府県・市町村ともに幅広い内容が実施されているが、研修の形態としては演習型や参加体験型のものよりも講習型のものが多い。

(4) 国の調査研究〔とりまとめ〕を踏まえた研修の改善・見直し

〔第三次とりまとめ〕を踏まえた研修の改善・見直しを既に行ったとは回答した都道府県教育委員会は41(34)、市町村教育委員会は566(268)となっている。

第4節 その他

平成22年度から文部科学省において開催されている「人権教育担当指導主事連絡協議会」や、平成24年度に初めて公開した「人権教育に関する特色ある実践事例」を活用していると回答した都道府県教育委員会は40、市町村教育委員会は453となっている。

第2章 公立学校における取組

第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等について

(1) 人権尊重の視点に立った学校づくり

人権尊重の視点に立つ学校づくりを推進するために児童生徒への指導において特に力を入れていることを二つ選択する設問においては、「自己存在感や肯定的自己イメージを持たせること」、「他者とともによりよく生きようとする態度・規範等を育てること」、「学級等の集団に受容的、共感的な人間関係を形成すること」を回答として選択する学校が多く、それらの割合は50%程度となっている。

(2) 学校としての組織的な取組とその点検・評価

学校における人権教育を体系的に推進するための全体計画・年間指導計画の策定状況について、全体計画を既に定めていると回答した学校の割合は75.3% (68.8%)、年間指導計画を既に定めていると回答した学校の割合は65.1% (61.2%) となっている。

(3) 家庭・地域、関係機関等との連携及び校種間の連携

学校における人権教育に関する家庭・地域との連携について、「児童生徒が作成した人権啓発の作文、ポスター等を発表・展示」、「学校における人権教育の取組等に関し、ホームページ、学校だより、学級通信、PTAの広報紙等を通じて情報発信」、「保護者との懇談会、地域との協議会等の機会に意見交換」に取り組んでいると回答した学校の割合が多く、それらの割合は50%程度となっている。

第2節 人権教育の指導内容と指導方法について

(1) 指導内容の構成と指導方法の工夫

人権教育の指導内容を検討するに当たっては、都道府県教育委員会の人権教育推進方針・計画や教育委員会作成による指導用資料等を活用していると回答した学校の割合が多く、それらの割合は60%程度となっている。

(2) 効果的な学習教材の選定・開発

人権教育の教材の選定・開発について、「外部講師の講話やふれあいの教材化」、「生命の大切さに関する教材の教材化」、「視聴覚教材などの活用」に取り組んでいると回答した学校の割合が多く、それらの割合は50%程度となっている。

第3節 学校における研修の取組について

(1) 年間教職員研修プログラムの作成

各年度に取り組む人権教育の目標、内容、方法等について必要な研修プログラム(年間教職員研修プログラム)を作成していると回答した学校の割合は44.0% (45.3%) となっており、その検討に当たって主に活用した資料については、「都道府県の人権教育推進方針・計画」、「都道府県の教育委員会が作成した人権教育に関する指導用資料等」と回答する学校の割合が高く、60%程度となっている。

(2) 研修内容

人権教育に関わる校内研修の一環として、児童生徒の理解等のための研修に「よく取り組んでいる」と回答した学校の割合は30.1% (33.2%)、「どちらかといえば、取り組んでいる」を合わせると81.5% (85.2%)、となっている。

(3) 研修方法

人権教育に関する校内研修等として、「基本的に全ての教職員が参加する全体研修による研修に力を入れている」と回答した学校の割合が最も大きく84.2% (87.1%)、次いで「外部講師、伝達講師等の講義を聴く、ビデオ教材を視聴するなど講習型の研修」が41.5% (44.5%) となっている。

第4節 その他

文部科学省が平成24年5月からウェブサイトにおける公開を開始した「人権教育に関する特色ある実践事例集」について、何らかの形で活用していると回答した学校全体の割合は19.7%となっている。

※ 調査結果に記載している割合の値は小数点第二位を四捨五入したもの。

(以上)

第1章 教育委員会における取組

第1節 総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備について

(1) 人権教育に関する施策の推進方針・計画

問1 貴教育委員会においては、これまでに人権教育に関する推進方針又は推進計画を策定していますか。次のア～エのうち当てはまるもの一つを選び、回答様式にてお答えください（知事部局と共同で定めるものを含む）。

- ア 既に策定済み
- イ 現在、具体的に策定作業を進めている
- ウ 現在、策定について検討
- エ 策定の検討に入っていない

(結果)

教育委員会における人権教育に関する施策の推進方針又は推進計画について、平成20年度と比べ、アについては、都道府県では3県増加し42県、市町村では51増加し841となっている。エについては、都道府県では2県減少し3県となっているが、市町村では5増加し309となっている。

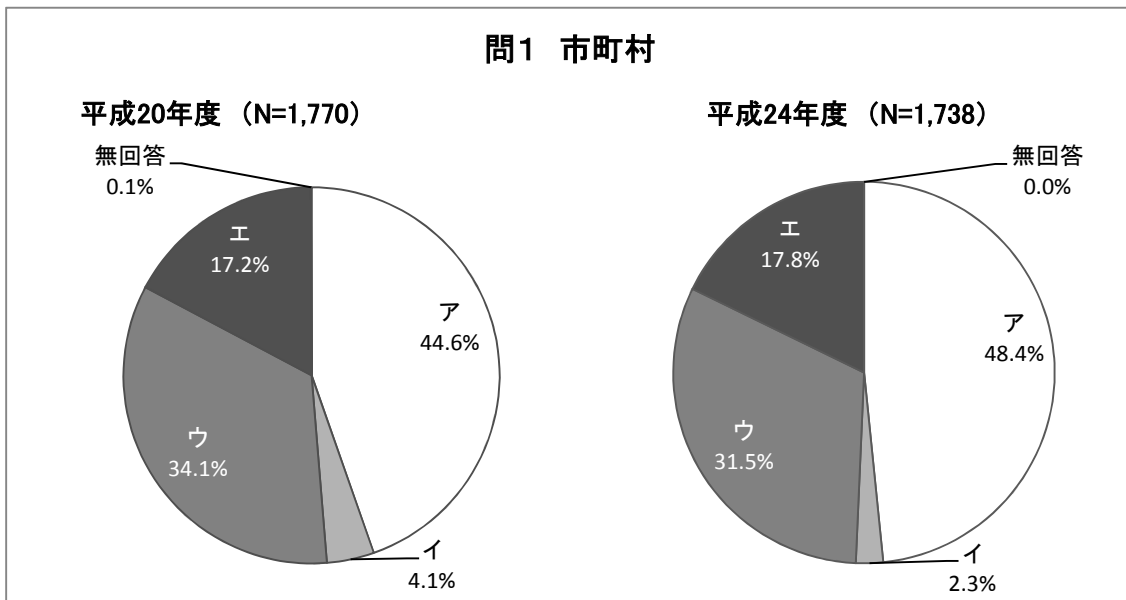
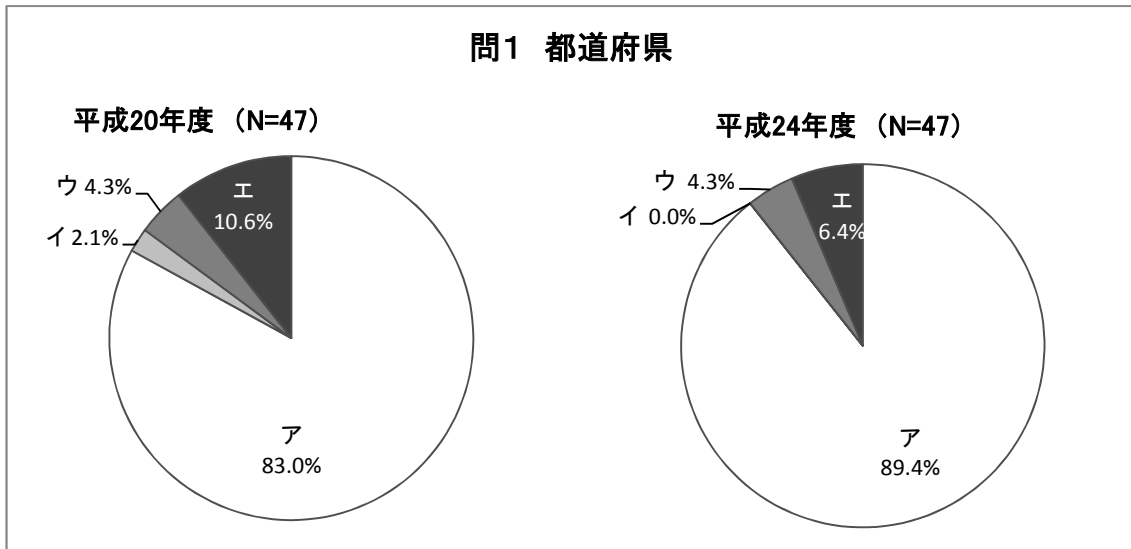
(分析)

平成20年度に比べ、方針又は計画を策定済みであると回答した都道府県市町村数が増加している一方、未だ策定の検討に入っていない都道府県及び市町村も存在している。

各教育委員会においては、引き続き、人権教育に関する施策の基本的な方針を策定し、全ての教育活動が人権尊重の立場から着実に推進することを基本的な方向として示し、各施策を実行することが求められる。未だ策定していない都道府県（5県）においては、可及的速やかに方針又は計画を策定することを求めたい。

市町村においては、できる限りこれらの策定に向けた取組を行うことが求められるが、その規模等から独自の策定が困難である場合は、都道府県などと連携しつつ、人権教育に関する施策の基本的な方針を保持することを求めたい。

問1



都道府県
平成20年度

選択肢	回答数	回答都道府県数	割合
ア	39	47	83.0%
イ	1		2.1%
ウ	2		4.3%
エ	5		10.6%

平成24年度

選択肢	回答数	回答都道府県数	割合
ア	42	47	89.4%
イ	0		0.0%
ウ	2		4.3%
エ	3		6.4%

市町村
平成20年度

選択肢	回答数	回答市町村数	割合
ア	790	1,770	44.6%
イ	72		4.1%
ウ	603		34.1%
エ	304		17.2%
無回答	1		0.1%

平成24年度

選択肢	回答数	回答市町村数	割合
ア	841	1,738	48.4%
イ	40		2.3%
ウ	548		31.5%
エ	309		17.8%
無回答	0		0.0%

問2 (問1において、「ア 既に策定済み」の場合) 貴教育委員会の推進方針・計画では、次の事項について何らかの方針・計画等を盛り込んでいますか。次のア～ケのうち当てはまるもの全てを選び、回答様式にてお答えください。

- ア 域内における人権教育の取組等に関する現状と課題
- イ 人権教育の推進に関する基本的な方向
- ウ 指導内容・方法等の開発、教材等の作成に関する事
- エ 指導資料、教材等の資料の収集整備・利用に関する事
- オ 教職員の研修に関する事
- カ 学校と家庭・地域、関係機関等との連携に関する事
- キ 校種間の連携に関する事
- ク 人権教育に関する広報・啓発に関する事
- ケ その他

(結果)

推進方針・計画の具体的な内容は、平成20年度と比べ、全般的な傾向に大きな変化はない。都道府県においては、問1において「ア 既に策定済み」とする教育委員会が3県増加し42県となっている中、各項目別には、アが2県増加し39県、イが3県増加し42県、エが2県増加し33県、オが4県増加し41県、カが3県増加し40県、キが2県増加し31県となっているが、それ以外は減少している。また、市町村においても、問1において「ア 既に策定済み」とする教育委員会が790から841に増加している中、全ての選択肢の回答数が増加している。

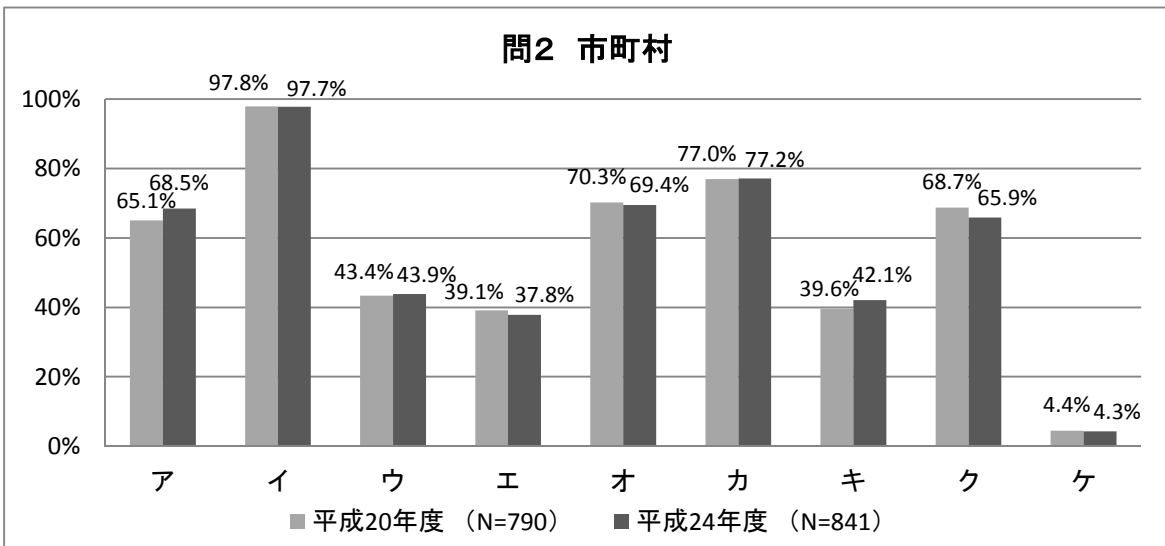
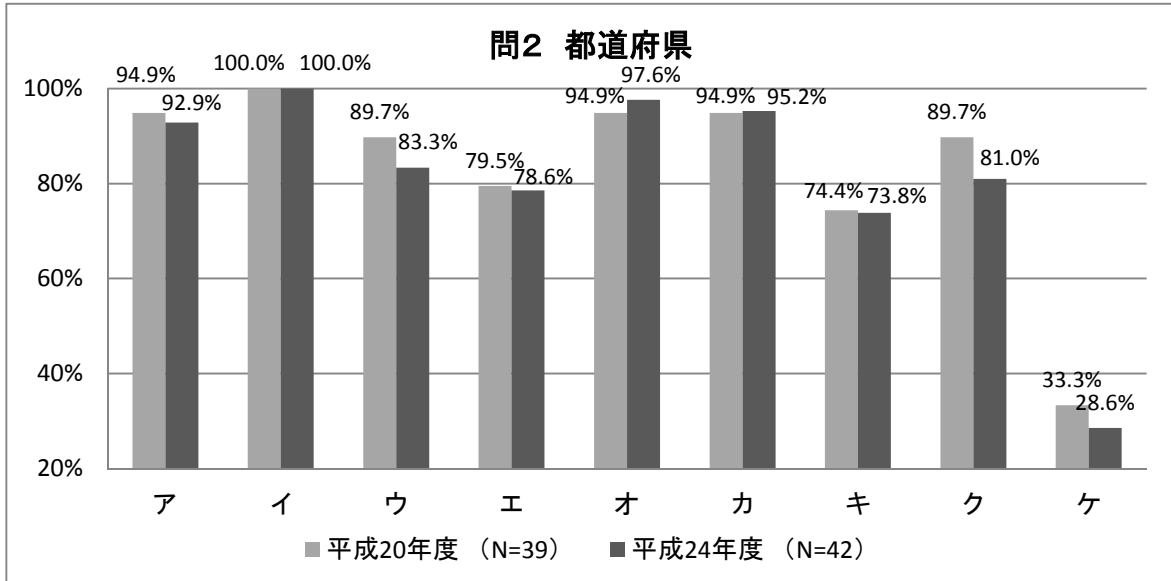
(分析)

平成20年度と同様、都道府県及び市町村のいずれにおいても、「イ 人権教育の推進に関する基本的な方向」を定めている一方で、「エ 指導資料、教材等の資料の収集整備・利用に関する事」の取組が少ない傾向が見られる。

市町村については、「ウ 指導内容・方法等の開発、教材等の作成に関する事」の取組が少なく、これは市町村規模では独自に作成することが困難というケースがあるためと考えられる。このような状況を踏まえ、都道府県と市町村が連携し、域内全体として人権教育の推進を図っていくことが期待される。

前回調査でとりわけ留意すべきと考えられる課題に挙げられている「キ 校種間の連携に関する事」については、都道府県及び市町村においてそれぞれ増加している。しかし、市町村における取組は依然として少ないので、今後一層の推進を図るよう求めたい。

問2



都道府県
平成20年度

選択肢	回答数	回答都道府県数	割合
ア	37	39	94.9%
イ	39		100.0%
ウ	35		89.7%
エ	31		79.5%
オ	37		94.9%
カ	37		94.9%
キ	29		74.4%
ク	35		89.7%
ケ	13		33.3%

平成24年度

選択肢	回答数	回答都道府県数	割合
ア	39	42	92.9%
イ	42		100.0%
ウ	35		83.3%
エ	33		78.6%
オ	41		97.6%
カ	40		95.2%
キ	31		73.8%
ク	34		81.0%
ケ	12		28.6%

市町村
平成20年度

選択肢	回答数	回答市町村数	割合
ア	514	790	65.1%
イ	773		97.8%
ウ	343		43.4%
エ	309		39.1%
オ	555		70.3%
カ	608		77.0%
キ	313		39.6%
ク	543		68.7%
ケ	35		4.4%

平成24年度

選択肢	回答数	回答市町村数	割合
ア	576	841	68.5%
イ	822		97.7%
ウ	369		43.9%
エ	318		37.8%
オ	584		69.4%
カ	649		77.2%
キ	354		42.1%
ク	554		65.9%
ケ	36		4.3%

問3 (問1において、「ア 既に策定済み」又は「イ 現在、具体的に策定作業を進めている」の場合) 貴教育委員会の推進方針・計画は、人権教育の指導方法等に関する国の調査研究の〔とりまとめ〕に沿ったものとなっていますか。又は、これから検討を行い、沿ったものとする予定としていますか。次のア～ウのうちから当てはまるもの一つを選び、回答様式にてお答えください。

ア 全体的に沿ったものとなっている、又は、そのようなものとする予定である

イ 一部沿ったものとなっている、又は、そのようなものとする予定である

ウ 沿ったものとなっていない(見直しの検討予定もない)

(結果)

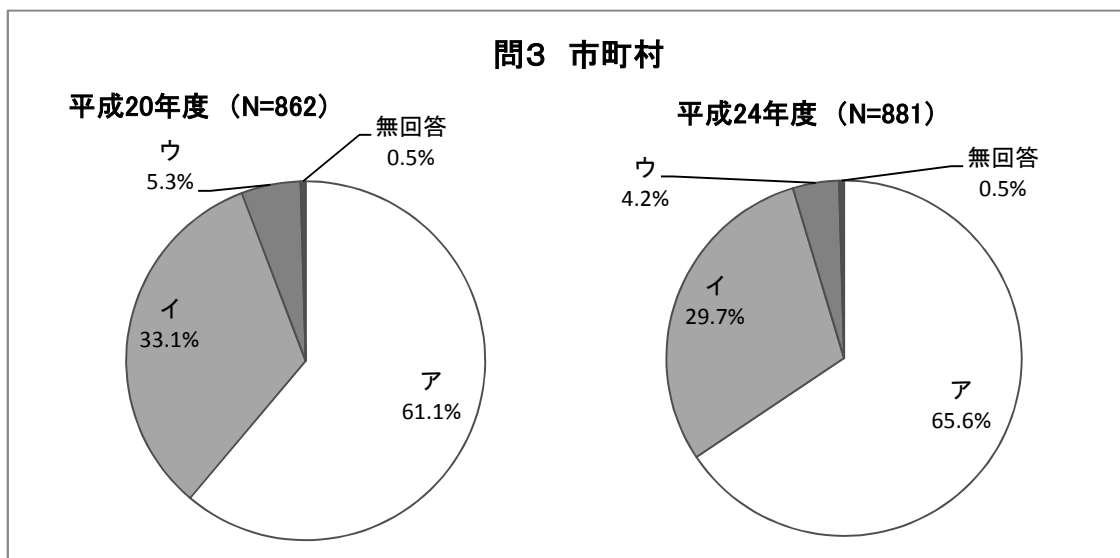
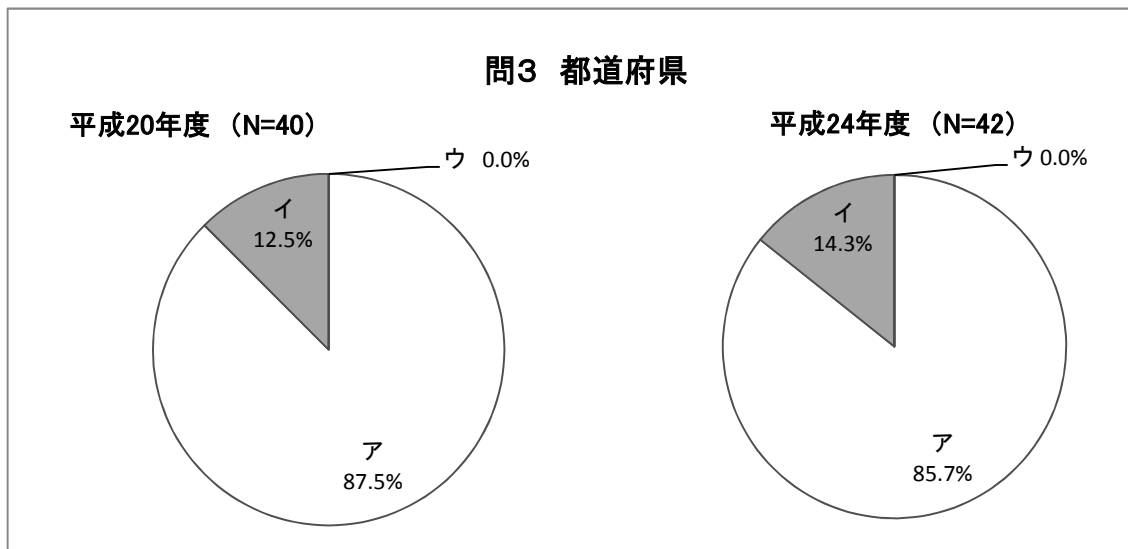
教育委員会が既に策定している推進方針・計画が〔とりまとめ〕に沿っているかについて、平成20年度と比べ、都道府県においては、問1において「ア 既に策定済み」又は「イ 現在、具体的に策定作業を進めている」と回答した教育委員会が2県増加し42県になっている中、ア及びイの合計が100%を維持(40県→42県)している。市町村においては、問1において「ア 既に策定済み」又は「イ 現在、具体的に策定作業を進めている」と回答した教育委員会が19増加している中、ア及びイの合計は812から28増加し840となっている。

(分析)

一部の市町村においては、依然として〔とりまとめ〕に沿ったものとなっていない方針・計画が存在するものの、平成20年度と同様に、ほとんど全ての都道府県と市町村において、〔とりまとめ〕を活用しているか、今後活用する予定であるとしている。

今後とも、文部科学省が種々の関連情報提供を行い、全ての都道府県と市町村教育委員会において〔とりまとめ〕が活用されるよう求めたい。

問3



都道府県
平成20年度

選択肢	回答数	回答都道府県数	割合
ア	35	40	87.5%
イ	5		12.5%
ウ	0		0.0%

平成24年度

選択肢	回答数	回答都道府県数	割合
ア	36	42	85.7%
イ	6		14.3%
ウ	0		0.0%

市町村
平成20年度

選択肢	回答数	回答市町村数	割合
ア	527	862	61.1%
イ	285		33.1%
ウ	46		5.3%
無回答	4		0.5%

平成24年度

選択肢	回答数	回答市町村数	割合
ア	578	881	65.6%
イ	262		29.7%
ウ	37		4.2%
無回答	4		0.5%

(2) 域内における人権教育の推進体制

問4 貴教育委員会の域内における人権教育の推進体制の整備のための取組として、現在、以下の事項に取り組んでいますか。次のア～オのうち当てはまるもの全てを選び、回答様式にてお答えください。

- ア 法務局・地方法務局、人権擁護委員等との連携
- イ 個別の人権課題に関係する知事部局の関係各課等との連携
- ウ 異なる学校種の学校など、複数校の合同による研究協議会等の場の整備
- エ 教員等のグループ研究に対する支援
- オ その他

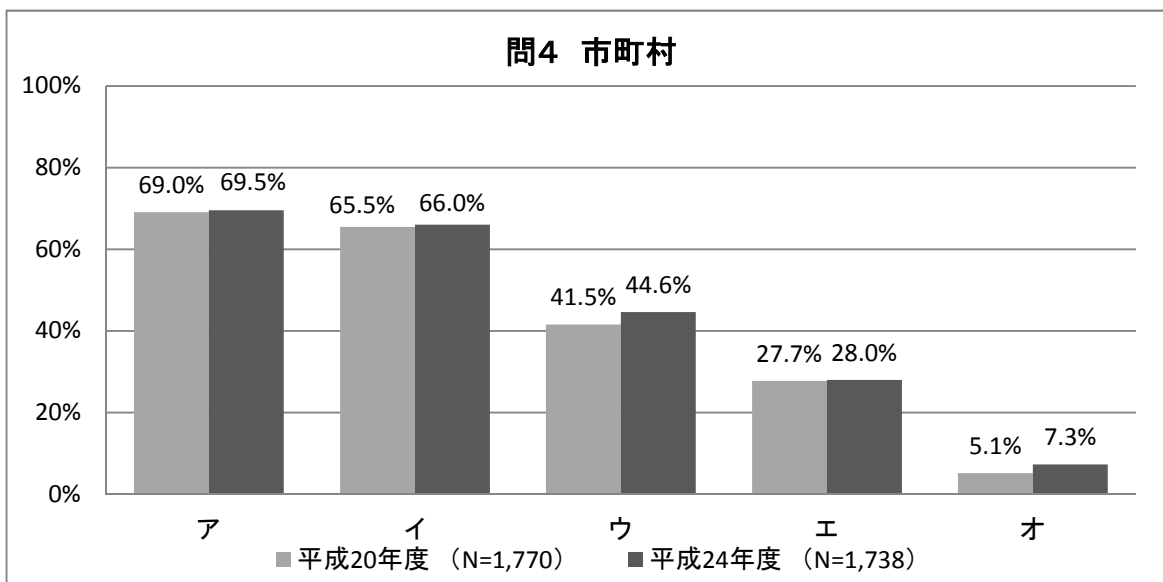
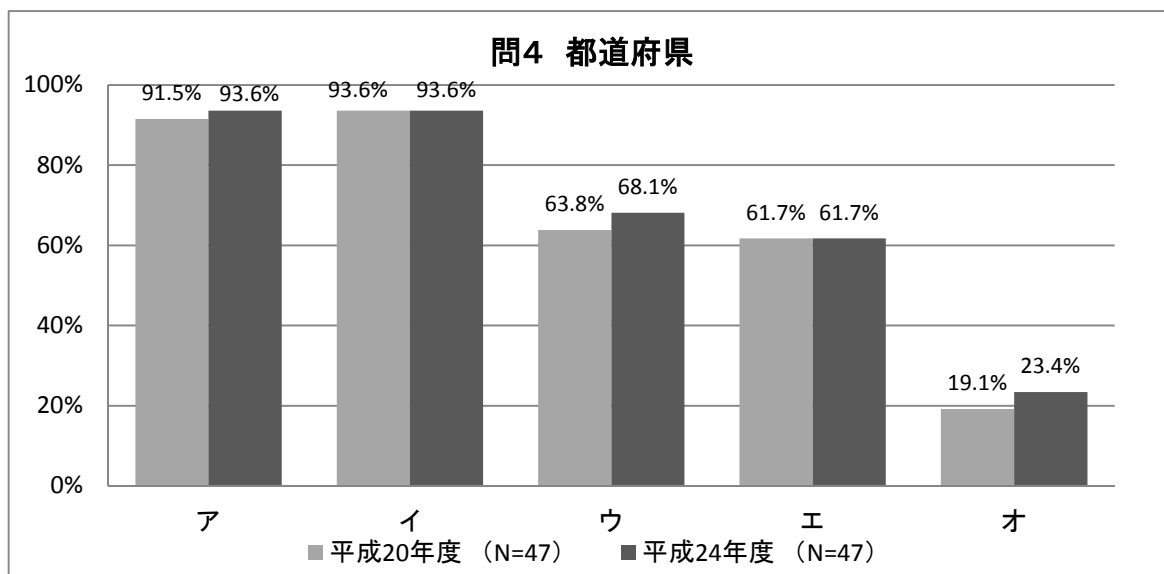
(結果)

教育委員会における推進体制整備の取組について、平成20年度と比べ、都道府県においてはアが1県増加し44県、イが増減なく44県、市町村においては総回答数が32減少しているものの、アは14減少し1, 208、イは12減少し1, 147となっている。

(分析)

平成20年度と比べ、都道府県及び市町村のいずれにおいても推進体制の整備が進んでいると考えられるが、都道府県と市町村との比較では、市町村において特に「エ 教員等のグループ研究に対する支援」の取組が少ない。都道府県は、市町村の要請を踏まえた支援を充実させ、市町村はそれぞれの状況に応じて都道府県が実施する事業を活用するなどして、域内全体の人権教育が推進されるよう求めたい。

問4



都道府県
平成20年度

選択肢	回答数	回答都道府県数	割合
ア	43	47	91.5%
イ	44		93.6%
ウ	30		63.8%
エ	29		61.7%
オ	9		19.1%

平成24年度

選択肢	回答数	回答都道府県数	割合
ア	44	47	93.6%
イ	44		93.6%
ウ	32		68.1%
エ	29		61.7%
オ	11		23.4%

市町村
平成20年度

選択肢	回答数	回答市町村数	割合
ア	1,222	1,770	69.0%
イ	1,159		65.5%
ウ	735		41.5%
エ	491		27.7%
オ	91		5.1%

平成24年度

選択肢	回答数	回答市町村数	割合
ア	1,208	1,738	69.5%
イ	1,147		66.0%
ウ	775		44.6%
エ	486		28.0%
オ	127		7.3%

(3) 人権教育の推進状況調査

問5 貴教育委員会においては、平成16～24年度の間、学校又は市町村教育委員会を対象として、人権教育の推進状況に関する調査を実施していますか（平成24年度中に実施予定のものを含む。）。また、調査結果の取扱いは、どのようにしていますか。次のア～エのうちから当てはまるもの一つを選び、回答様式にてお答えください。

- ア 調査を行い、調査結果については、学校又は市町村教育委員会だけでなくそれ以外にも公表している
- イ 調査を行い、調査結果については、学校又は市町村教育委員会のみ公表している
- ウ 調査を行い、調査結果については公表していない
- エ 調査を行っていない

(結果)

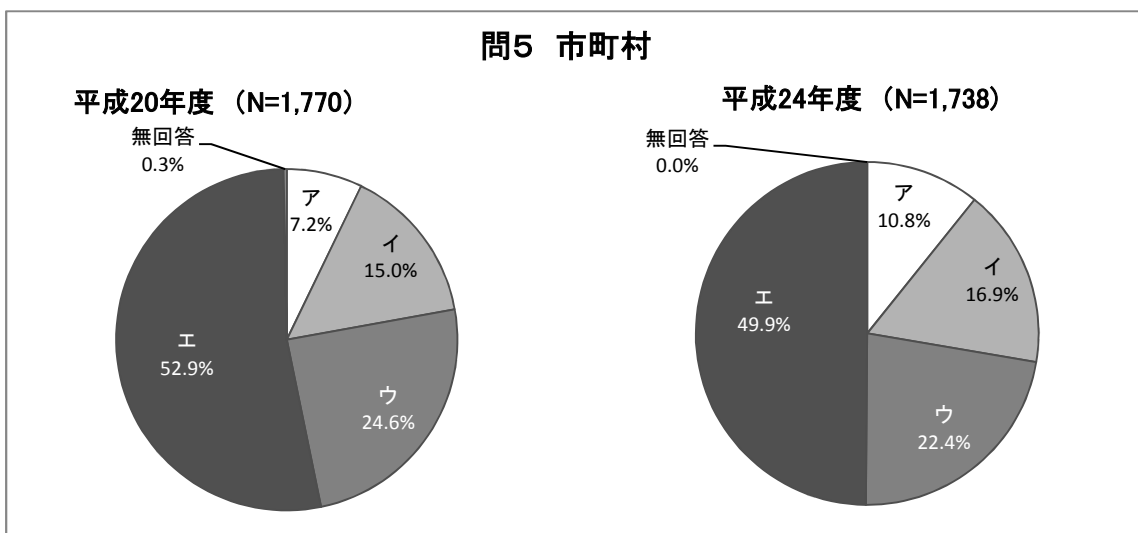
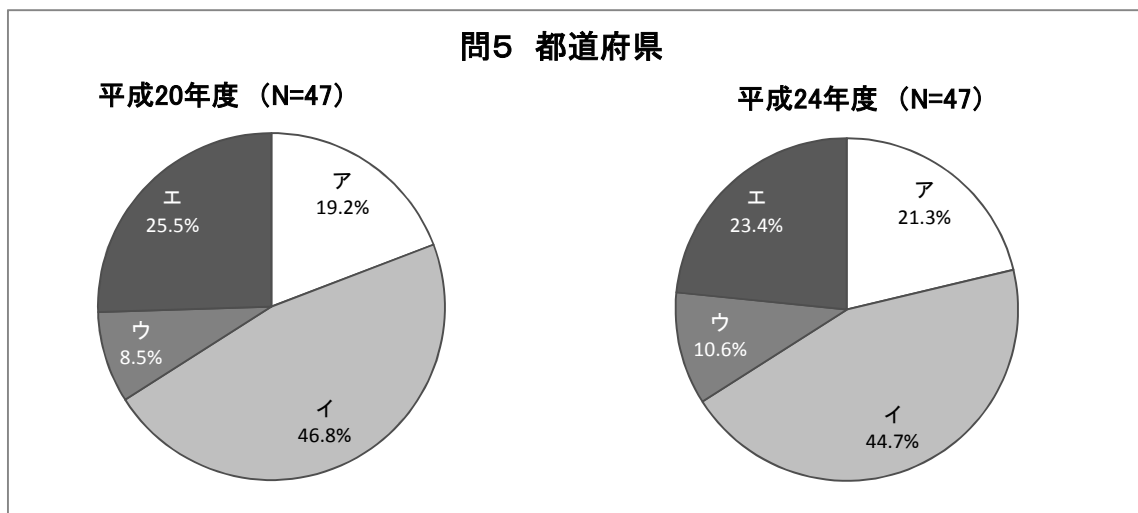
教育委員会による人権教育の推進状況に関する調査の実施について、平成20年度と比べ、都道府県においては、ア、イ及びウの合計が1県増加し36県、市町村においては総回答数が32減少しているにも関わらず、ア、イ及びウの合計が43増加し871となっている。

(分析)

新たに人権教育の推進状況に関する調査を実施した都道府県及び市町村が増加しており、地域における人権教育の状況把握が進んでいるものと考えられる。今後とも、学校現場の負担軽減に十分に配慮しつつ継続的に調査を実施することにより、人権教育の状況把握を行いながらそれぞれの実態に応じて、人権教育を推進するよう求めたい。調査を行っていない市町村が約50%あることから、その改善を図ることが人権教育推進の基本課題であると考えられる。

なお、人権教育を推進するに当たっては、家庭・地域との連携が重要であるので、調査結果については、保護者・地域住民等に対しても周知し、必要な情報を共有し、共通の課題意識を持って実践を進めることが大切である。

問5



都道府県
平成20年度

選択肢	回答数	回答都道府県数	割合
ア	9	47	19.2%
イ	22		46.8%
ウ	4		8.5%
エ	12		25.5%

平成24年度

選択肢	回答数	回答都道府県数	割合
ア	10	47	21.3%
イ	21		44.7%
ウ	5		10.6%
エ	11		23.4%

市町村
平成20年度

選択肢	回答数	回答市町村数	割合
ア	127	1,770	7.2%
イ	265		15.0%
ウ	436		24.6%
エ	937		52.9%
無回答	5		0.3%

平成24年度

選択肢	回答数	回答市町村数	割合
ア	187	1,738	10.8%
イ	294		16.9%
ウ	390		22.4%
エ	867		49.9%
無回答	0		0.0%

(4) 人権教育に関する調査研究等

問6 貴教育委員会においては、学校における人権教育に関する調査研究等として、これまでにどのような取組を行っていますか。次のア～キのうち当てはまるもの全てを選び、回答様式にてお答えください。

- ア 都道府県独自の研究指定校・指定地域等の指定
- イ 学校で実践できる学習カリキュラム、活動プログラム、指導案等の開発
- ウ 学校で活用できる教材の作成・開発
- エ 教員向けの指導資料、事例集等の作成
- オ 教職員向けの研修プログラムの開発
- カ その他
- キ 特に実施していない

(結果)

教育委員会による人権教育に関する調査研究等の取組について、平成20年度と比べ、都道府県及び市町村において、全般的な傾向に大きな変化はなく、都道府県においては、イが変わらず34県、ウが1県減少し35県、エが1県増加し42県となり、それぞれ70%を超えている一方で、市町村においては、イが2減少し453、ウが6減少し377、エが42減少し404となり、それぞれ20%台となっている。

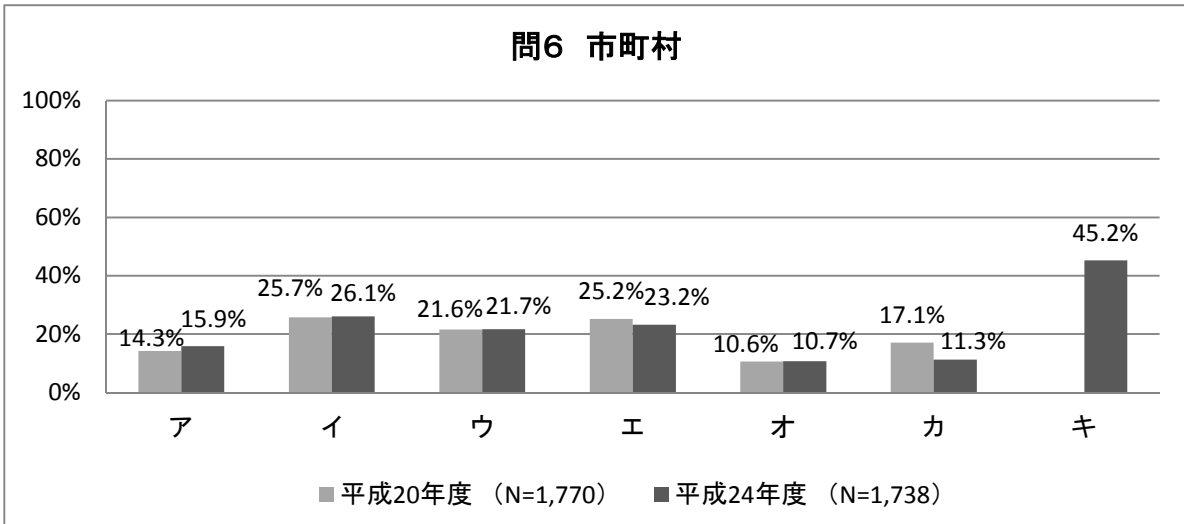
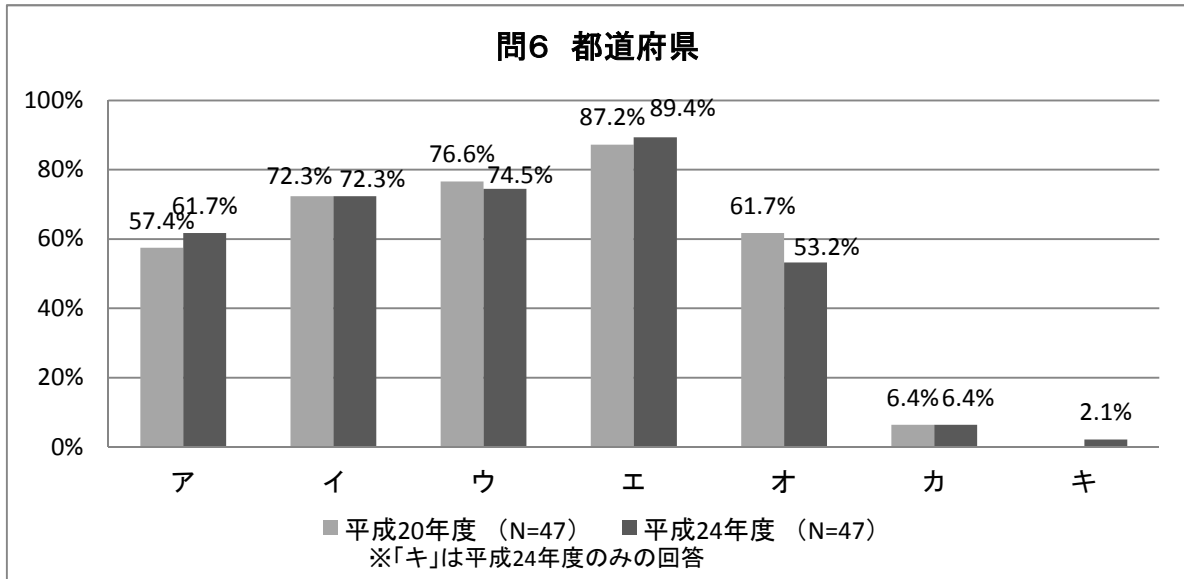
約45%（787）の市町村が特に実施していないと回答している。

(分析)

都道府県における最も多い取組は、平成20年度と同様に「エ 教員向けの指導資料、事例集等の作成」となっており、引き続き、これら資料が実践の手助けとなるとともに、教員間における指導の在り方に係る情報共有や充実に向けた議論を推進する役割を果たすことが期待される。

また、約半分の市町村が特に何も実施していないことに関して、教員研修は主として都道府県の事務であることや、研究指定校や地域の指定については、国や都道府県が行う事例が多いことを踏まえ、都道府県と市町村が適切な役割分担を行いつつ、当該地域における人権教育の充実をより一層求めたい。

問6



都道府県
平成20年度

選択肢	回答数	回答都道府県数	割合
ア	27	47	57.4%
イ	34		72.3%
ウ	36		76.6%
エ	41		87.2%
オ	29		61.7%
カ	3		6.4%
キ	0		0%

平成24年度

選択肢	回答数	回答都道府県数	割合
ア	29	47	61.7%
イ	34		72.3%
ウ	35		74.5%
エ	42		89.4%
オ	25		53.2%
カ	3		6.4%
キ	1		2.1%

市町村
平成20年度

選択肢	回答数	回答市町村数	割合
ア	253	1,770	14.3%
イ	455		25.7%
ウ	383		21.6%
エ	446		25.2%
オ	188		10.6%
カ	303		17.1%
キ	0		0%

平成24年度

選択肢	回答数	回答市町村数	割合
ア	276	1,738	15.9%
イ	453		26.1%
ウ	377		21.7%
エ	404		23.2%
オ	186		10.7%
カ	196		11.3%
キ	787		45.2%

問7 (問6において、ア～カのうちいずれか一つ以上の取組を行っている場合) 貴教育委員会においては、人権教育の指導方法等に関する国の調査研究の〔とりまとめ〕を踏まえ、都道府県独自の調査研究(カリキュラム・プログラムの開発など)や教材・資料(指導資料、事例集、研修資料など)の作成等の取組を、何らか実施していますか。次のア～エのうちから当てはまるもの一つを選び、回答様式にてお答えください。

- ア 既に実施した
- イ 現在、実施中である
- ウ 現在、実施について検討中である
- エ 実施していない(検討もしていない)

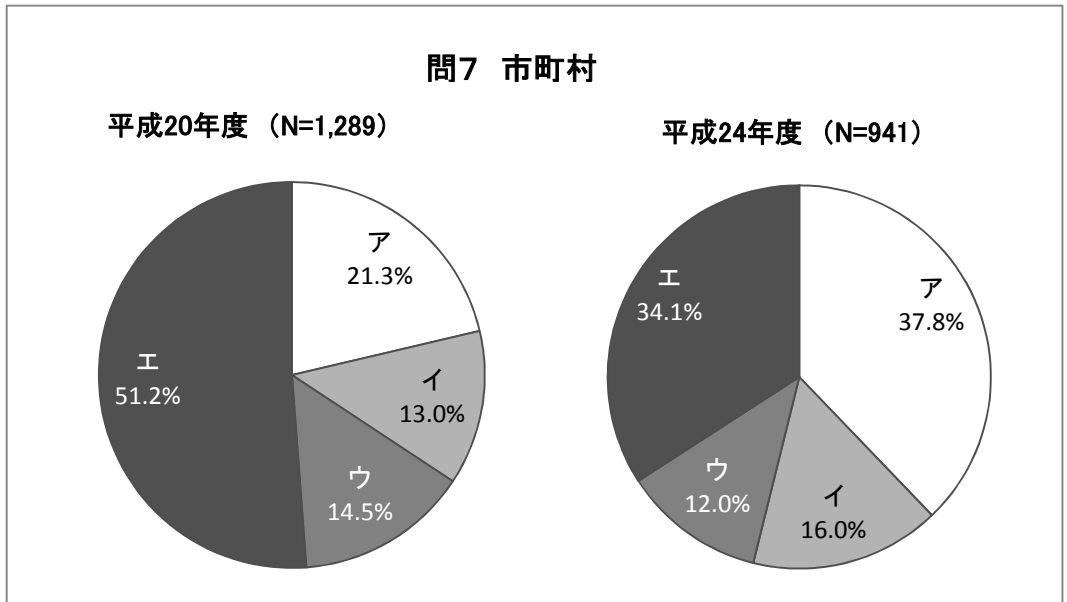
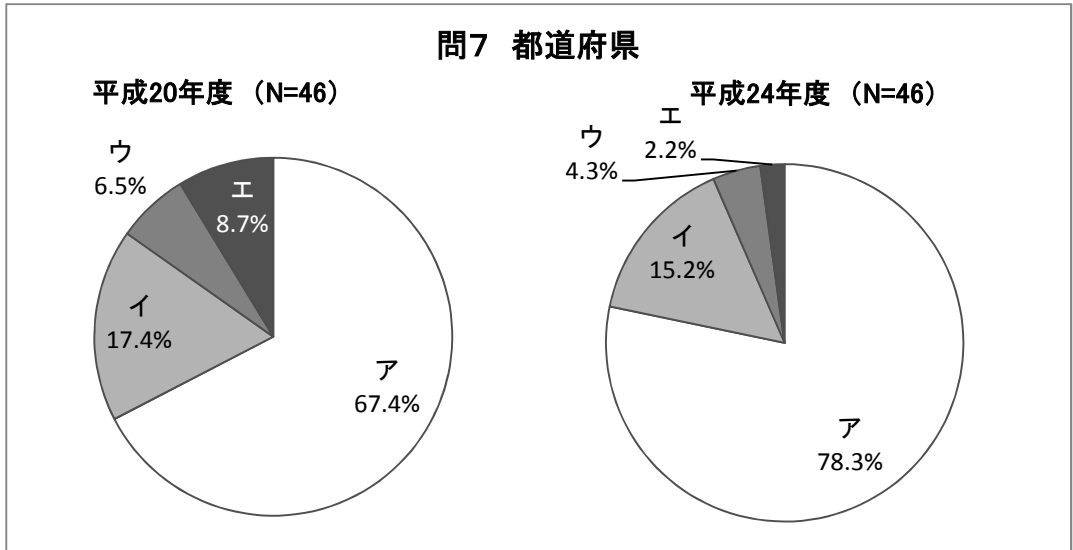
(結果)

教育委員会独自の調査研究や教材・資料作成等の実施について、平成20年度と比べ、都道府県においては、ア及びイの合計が4県増加し43県となっている。市町村においては、ア及びイの合計が60増加し507となっている。

(分析)

平成20年度と比べ、都道府県及び市町村においてそれぞれ独自の取組が増えており、各自治体において人権教育の取組が計画的かつ継続的に実施されている状況がうかがえる。今後、文部科学省及び都道府県においては、引き続き〔第三次とりまとめ〕の趣旨等について周知徹底を図りつつ、各自治体が個別の事情を踏まえて人権教育の優先的な課題を設定し、〔とりまとめ〕を踏まえた取組を一層充実させることが期待される。

問7



都道府県
平成20年度

選択肢	回答数	回答都道府県数	割合
ア	31	46	67.4%
イ	8		17.4%
ウ	3		6.5%
エ	4		8.7%

平成24年度

選択肢	回答数	回答都道府県数	割合
ア	36	46	78.3%
イ	7		15.2%
ウ	2		4.3%
エ	1		2.2%

市町村
平成20年度

選択肢	回答数	回答市町村数	割合
ア	275	1,289	21.3%
イ	167		13.0%
ウ	187		14.5%
エ	660		51.2%

平成24年度

選択肢	回答数	回答市町村数	割合
ア	356	941	37.8%
イ	151		16.0%
ウ	113		12.0%
エ	321		34.1%

問8 (問7において、「ア 既に実施した」、「イ 現在、実施中である」又は「ウ 現在、実施について検討中である」の場合) 人権教育の指導方法等に関する国の〔とりまとめ〕を踏まえ、独自の調査研究や教材・資料の作成等の取組として、具体的にどのような取組を実施し、又は、どのような取組の実施を検討していますか。回答様式にてお答えください。

(結果)

平成20年度以降、副読本、ビデオ、リーフレット等の保護者啓発向け資料の作成、学校における指導教材、研修用資料、指導計画作成の手引きの作成、人権教育の実践事例集の作成等々、継続的に多様な取組が実施されている。

(分析)

平成20年度以降、〔とりまとめ〕を踏まえた独自の調査研究や教材・資料の作成など様々な取組が継続的に実施されている。都道府県及び市町村教育委員会においては、今後とも、十分に情報を共有した上で連携を図り、人権教育の充実に向けた多様な取組を進め、その成果を活用し、各学校における人権教育の充実を支援していくことが期待される。

問 8 に対する回答（抜粋）	
都 道 府 県 教 育 委 員 会	<p>(教材)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育副読本（平成 21 年度） <p>(リーフレット等の保護者啓発向け資料の作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会をつくるために」（平成 21 年度） <p>(学校における指導教材)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の推進に向けて～「人権教育の推進についての基本方針」と「人権教育推進プラン」を踏まえて～（平成 21 年度） ・人権教育指導資料Ⅶ（平成 23 年度） ・わくわく発見自分さがし（平成 24 年度） <p>(研修用資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における人権教育の指導方法等の改善・普及（平成 22 年度） ・人権教育基本指針リーフレット（平成 23 年度） ・人権教育教職員研修プログラム集（平成 24 年度） <p>(人権教育の実践事例集)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育指導のために」第 29 集（平成 25 年度） ・人権教育実践事例集 環境づくり編（平成 21 年度） ・「人権教育学習プランー実践事例集ーその 2」（平成 20 年度）
市 町 村 教 育 委 員 会	<p>(教材)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育活動ビデオ（人権劇）（毎年） ・人権教育副読本「なかま」「人間」（平成 20 年度） <p>(リーフレット等の保護者啓発向け資料の作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止リーフレットの作成（平成 24 年度） <p>(学校における指導教材)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育指導資料（ふれあいを大切にし、思いやりの輪を広げる）（平成 24 年度） ・わたしてなあに（「子どもの権利条約」をふまえて）（平成 24 年度） <p>(研修用資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校における人権教育研修会の位置付け（平成 24 年度） ・人権教育研修（e ラーニング）（平成 24 年度） <p>(指導計画作成の手引きの作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育全体計画、人権教育年間指導計画の作成（平成 24 年度） <p>(人権教育の実践事例集)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校人権教育の実践（平成 24 年度）